

千代田区災害対策基本条例

平成18年3月9日条例第8号
平成25年12月9日条例第34号
平成29年6月23日条例第15号

前文

千代田区には、このまちを愛し住み続ける人々がおり、このまちで働き学ぶ多くの人がいる。これらの人々の生命、財産及び生活を、災害から守るため、減災に努めるとともに、災害が生じたときには、直ちに応急体制を確立し、確かな復興を実現していくことは、区に課せられた重要かつ基本的な責務である。

さらに、千代田区は、日本の政治経済の中核機能が高度に集積するいわば日本の心臓部に当たる。そのため、災害対策においては、これらの機能の維持と復旧に資することが求められるとともに、膨大な帰宅困難者への対応も必要となる。

地震や台風等による自然災害及び大規模な事故やテロ等による人為的災害を、未然に防止することは困難であるが、災害に強いまちづくりを推進するために、人々の協力による地域防災力の向上を図る等の減災対策を講じることにより、その被害を最小限にとどめることができる。

防災の基本理念として、従来、自分の生命財産は自分で守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」、行政責任としての「公助」があるとされてきている。しかし、千代田区では、その地域特性を踏まえると、地域共同体の共助を基本としながらもより広く、人道的支援も含めて、災害時に千代田区にあるすべての人々が相互に助け合い、支え合うことを新たな理念としてとらえることが必要であり、これを「協助」とする。

このような「自助」「協助」「公助」の理念のもとに、千代田区に関わるすべての人々及び行政が、相互に補完しあい、連携していくことにより災害対策に取り組んでいくため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、区、区民、昼間区民、事業者その他区に関わる者の災害対策における責務を明らかにするとともに、災害の予防、減災及び応急の措置並びに復興に関する基本的な事項を定めることにより、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、もって区に関わる者の生命、身体及び財産を災害から保護し、あわせて首都機能の維持と安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 減災 災害が発生した場合における被害を最小限にとどめることをいう。
- (2) 防災力 災害を予防し、また減災する能力をいう。
- (3) 区民 区内に住所又は居所を有する者をいう。
- (4) 昼間区民 区民以外の者であって、恒常的に区内で活動するものをいう。
- (5) 事業者 区内において事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。
- (6) 帰宅困難者 昼間区民その他区内に滞在する者並びに災害時に通行途上で区内に留まることとなった者及び区内に避難してきた者で、災害による交通機関の途絶のため容易に帰宅することができないものをいう。

- (7) 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
- (8) 避難所 災害により自宅に留まることができない区民を保護するための施設をいう。
- (9) 災害時退避場所 帰宅困難者その他の者が災害発生直後の危険や混乱を回避し、身の安全を確保するために一時的に退避する場所をいう。
- (10) 帰宅困難者一時受入施設 帰宅困難者を一時的に受け入れ、円滑な帰宅が可能となるよう情報提供等を行うための施設で、区との協定に基づき整備されたものをいう。
- (11) 自主防災組織 災害の防止又は減災を図るための地域における自発的な組織をいう。

(基本理念)

第3条 区の災害対策は、区民、昼間区民及び事業者並びに帰宅困難者その他災害時に区にある者（以下この条において「区にある者」という。）が、自らの生命、身体及び財産は、自己の責任により自ら守るという自助の理念のもとに、各自が防災力を向上させ、災害の予防と減災に努めることにより行われる。

- 2 区の災害対策は、区にある者が、相互扶助及び人道的支援の観点から、より広く協力し助け合うという協力の理念のもとに、地域の防災力を向上させ、災害の予防と減災に努め、また復旧に当たることにより行われる。
- 3 区の災害対策は、区が、基礎的自治体として区にある者の生存と安全を確保するという公助の理念のもとに、防災力の高い安全なまちづくりを推進するとともに自助及び協力を支援することにより、災害の予防及び減災並びに災害からの復旧及び早期復興の実現を図ることにより行われる。

第2章 自助

(区民及び昼間区民の自助)

第4条 区民及び昼間区民は、自助の理念にのっとり、自己の安全の確保に努めなければならない。

- 2 区民及び昼間区民は、災害の予防と減災のため、次に掲げる事項について、自ら災害に備えるよう努めなければならない。
 - (1) 自らが居住し、又は使用する建築物その他の工作物の安全性の向上
 - (2) 自ら必要とする物資の確保
 - (3) 初期消火に必要な用具の準備
 - (4) 避難経路、避難所及び避難方法についての確認
 - (5) 災害対策に関する知識及び技術の習得
 - (6) 災害時における情報の取得及び伝達の手段の確認及び確保

(事業者の自助)

第5条 事業者は、自助の理念にのっとり、また、その事業活動を行うに当たっての社会的責任を自覚し、従業員及び顧客（以下「従業員等」という。）の安全の確保に努めなければならない。

- 2 事業者は、災害の予防と減災のため、次に掲げる事項について、自ら災害に備えるよう努めなければならない。
 - (1) 建築物その他の工作物の安全性の向上
 - (2) 従業員等が必要とする物資の備蓄及び機材の確保
 - (3) 初期消火に必要な用具の準備
 - (4) 避難経路及び避難方法についての整備及び従業員等への周知

(5) 災害対策に関する知識及び技術の従業員等への周知並びに事業所の自主防災組織の編成

(6) 災害時における情報の取得及び伝達の手段の確認及び確保並びに従業員等への周知

3 事業者は、災害時において、帰宅困難者となった従業員等が、地域の混乱を生じさせることのないようにしなければならない。

(帰宅困難者等の自助)

第6条 帰宅困難者となるおそれのある者は、自助の理念にのっとり、携帯食料その他の災害時における帰宅に必要な物資及び用具の確保に努めなければならない。

2 帰宅困難者となるおそれのある者は、災害時の家族との連絡手段の確保及び帰宅経路の確認に努めなければならない。

3 帰宅困難者となった者は、自らの安全を確保するとともに、帰宅の可能性に関する情報の収集並びに食糧及び飲料水の確保に努めなければならない。

(建築物等の安全対策)

第7条 区民、事業者は、その設置又は管理する建築物の安全性を向上させるため、耐震診断及び耐震改修に取り組まなければならない。

2 中高層建築物の設置者及び管理者は、窓ガラス及び外壁等の落下防止並びにエレベーター設備の安全対策に取り組まなければならない。

3 地下鉄、地下街、その他地下に設置された施設の設置者及び管理者は、防災設備の点検、避難経路の確保、豪雨時の浸水防止その他施設の災害対策の推進に取り組まなければならない。

4 区内に所在する人の居住の用に供する建築物の設置者及び管理者は、災害から居住者を守るため、建築物の安全性についてより一層の配慮をしなければならない。

(生活必需物資の備蓄)

第8条 区民及び昼間区民は、食糧、飲料水その他の災害時における生活必需物資を確保するようにしなければならない。

2 事業者は、従業員等のため、食糧、飲料水その他の災害時における生活必需物資を備蓄しなければならない。

3 中高層建築物その他災害時において物資の補給経路に支障を生じるおそれのある住居の居住者は、災害の復旧までの間に必要な食糧、飲料水その他の生活必需物資を備蓄しなければならない。

第3章 協助

（区民及び昼間区民の協助）

第9条 区民及び昼間区民は、協助の理念にのっとり、区長その他の行政機関が実施する災害対策事業（総合防災訓練、地区別防災訓練、帰宅困難者避難訓練、企業向け講演会等をいう。以下同じ。）に協力するとともに、災害時における負傷者の救護その他減災のための諸活動への参加及び災害からの復旧に努めなければならない。

（事業者の協助）

第10条 事業者は、協助の理念にのっとり、区長その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、災害の予防及び減災並びに災害からの復旧に努めなければならない。

- 2 事業者は、地域に対する災害対策活動を実施するとともに、帰宅困難者一時受入施設の整備並びに災害時における地域との連携協力及び施設の提供に努めなければならない。

（災害時協力体制の事前整備）

第11条 区民、昼間区民及び事業者は、自主防災組織を結成し、災害時における相互の協力体制をあらかじめ築いておくよう努めなければならない。

- 2 区民、昼間区民及び事業者は、災害時における区内団体との協力体制をあらかじめ築いておくよう努めなければならない。
- 3 区民、昼間区民及び事業者は、協助のため、地域コミュニティの醸成に努めなければならない。

（帰宅困難者の協助）

第12条 帰宅困難者は、協助の理念にのっとり、相互に助け合って帰宅に努めるとともに、災害による負傷者の救護その他減災のための諸活動に努めなければならない。

（要配慮者の援護）

第13条 区民、昼間区民及び事業者並びに自主防災組織（以下「区民等」という。）は、協助の理念にのっとり、区と協力して、要配慮者が災害時においても安全を確保できるよう援護しなければならない。

- 2 帰宅困難者は、協助の理念にのっとり、災害時における要配慮者の援護に努めなければならない。

（帰宅困難者の支援）

第14条 区民等は、協助の理念にのっとり、帰宅困難者対策地域協力会を結成するよう努めなければならない。

- 2 区民等は、協助の理念にのっとり、区と協力して、帰宅困難者の避難誘導、帰宅のための情報の提供その他災害時における帰宅困難者の円滑な帰宅を促進するための必要な支援に努めなければならない。

(大学等の協助)

第 15 条 大学、短期大学、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設を区内に設置している者は、学生ボランティアの育成及び帰宅困難者一時受入施設の整備並びに災害時における地域との連携協力及び施設の提供に努めるものとする。

(避難所及び帰宅困難者一時受入施設の開設協力及び運営)

第 16 条 区民等及び帰宅困難者対策地域協力は、災害時における避難所の開設に協力し、区と連携してその運営に当たるものとする。

2 区民等及び帰宅困難者対策地域協力は、災害時における帰宅困難者一時受入施設の開設及び運営に協力するものとする。

(応急医療体制の整備)

第 17 条 区民等は、区の推進する災害時における応急医療体制の整備及びその実施に協力するものとする。

(ボランティアによる支援)

第 18 条 ボランティアは、協助の理念にのっとり、区民等及び区と連携協力して支援活動を行うものとする。

2 区民等は、ボランティアを受け入れ、ボランティアによる被災者に対する支援活動が円滑に実施されるよう、区が実施するボランティアによる防災活動の環境の整備に協力するものとする。

第 4 章 公助

(区長の基本的責務)

第 19 条 区長は、公助の理念にのっとり、災害の予防、減災及び応急の措置のために必要な災害対策の策定及び推進並びに地域防災体制の整備を行い、区に関わる者の生命、身体及び財産を災害から守り、その安全を確保し、首都機能の維持に資するよう努めなければならない。

2 区長は、区民等及びボランティア団体と連携協力するとともに、これらの団体等への助成その他必要な支援を行うことにより、自助及び協助による地域防災活動を促進しなければならない。

3 区長は、国、東京都（以下「都」という。）、関係区市町村及び防災関係機関（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 5 号及び第 6 号に規定する機関をいう。以下同じ。）との連携協力に努めなければならない。

4 区長は、区の職員の防災力の向上に努めるとともに、区の職員を災害対策要員として確保しなければならない。

5 区長は、災害に関する正確な情報を、速やかにかつ確実に、収集し伝達しなければならない。

6 区長は、災害発生後の区民生活の再建、安定及び復興に向けた施策の推進を図らなければならない。

(災害対策事業計画)

第 20 条 区長は、千代田区地域防災計画（法第 42 条の規定に基づく計画をいう。）に基づく災害対策を総合的かつ計画的に実施するため、災害対策事業計画を策定しなければならない。

(災害対策体制の確立)

第 21 条 区長は、災害時においては、災害対策本部（法第 23 条の 2 第 1 項の規定により設置する市町村災害対策本部をいう。以下同じ。）を中心とする応急体制を確立しなければならない。

(避難所の開設及び運営)

第 22 条 区長は、災害時において、被災者の支援のため必要があると認めるときは、速やかに避難所を開設しなければならない。

2 区長は、区民及び事業者並びに自主防災組織と連携して、避難所の運営に当たるものとする。

(応急医療体制の整備)

第 23 条 区長は、あらかじめ、災害時における応急医療体制を整備し、災害時には、区民等及び医療機関と連携協力して、迅速にその実施を図り、被災者に周知するとともに、救援に当たらなければならない。

(災害時協力体制の整備)

第 24 条 区長は、あらかじめ、災害時における区民等及び区内団体との協力体制を、人、物及び情報の流れの観点から構築し、整備しておかななければならない。

2 区長は、ボランティアによる被災者に対する円滑な支援活動を確保するため、必要な物資及び機材並びに活動拠点を準備しておかななければならない。

3 区長は、区民等、帰宅困難者及びボランティアによる減災のための諸活動が、円滑かつ効果的に実施されるよう、総合的な調整を行うものとする。

(備蓄物資の整備)

第 25 条 区長は、災害時における必要な物資を確保するため、備蓄物資の計画的な整備を行わなければならない。

(要配慮者の援護の推進)

第 26 条 区長は、要配慮者が災害時においても安全を確保できるよう、あらかじめ援護体制を整備し、災害時には要配慮者を援護しなければならない。

2 区長は、第 13 条に規定する協力による要配慮者の援護をしようとする者に対し、必要な支援を行うものとする。

(帰宅困難者対策の推進)

第 27 条 区長は、帰宅困難者となるおそれのある者に対し、避難訓練の実施その他必要な支援を行い、第 6 条に規定する自助の活動を促進しなければならない。

2 区長は、災害時退避場所を整備しなければならない。

3 区長は、帰宅困難者対策地域協力会の結成及びその活動を支援しなければならない。

4 区長は、帰宅困難者の円滑な帰宅及び区民生活の復旧を図るため、帰宅困難者の避難誘導、帰宅のための情報の提供その他災害時における帰宅困難者の円滑な帰宅を促進し、地域の混乱を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 5 区長は、第 14 条第 2 項に規定する協助による帰宅困難者の支援をしようとする者に対し、必要な支援を行うものとする。
- 6 区長は、帰宅困難者対策について、国及び都に対して必要な要請を行うとともに、連携の強化に努めなければならない。

(復興対策の推進)

第 28 条 区長は、災害により区内に甚大な被害が発生した場合、国、都、関係区市町村、防災関係機関その他関係諸機関と連携協力して被災地の復興に努めなければならない。

- 2 区長は、前項の場合には、区民生活の円滑な再建を図り、首都機能の速やかな回復に資するため、災害対策本部を中心とする復興体制を確立するとともに、復興計画を策定するものとする。

第 5 章 補則

(顕彰)

第 29 条 区長は、防災に対する認識が高く、その取組みが他の模範となる個人又は団体を、防災貢献者として表彰し、公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 25 年 12 月 9 日条例第 34 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 29 年 6 月 23 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。